

埼玉県先進的温暖化対策地域導入モデル事業について

1 目的

各種団体等が行う独創的な温暖化対策の取組を支援することで、先進的な温暖化対策の地域への導入を促進するとともに、それをモデルとして広く発信することにより県内外に普及させることを目的とする。

2 補助対象者

県内に所在を有し、国又は地方公共団体に設置認可あるいは届出のなされている、取組実績のある自治会、協同組合、NPOなどの各種団体等とする。団体等の構成員が有志で取組を行う場合も、一定の要件のもとで補助対象とする。

3 補助対象事業

次のいずれかに該当するような、面的広がりを持つ取組

(1) 省エネ施設・設備の場合

- ・例1のように地域単位で取り組む場合
- ・例2のように地域内の複数の主体が連携して取り組む場合や、地域内のある構成員が一斉に取り組む場合

《取組イメージ》

例1) 商店街のアーケード上に太陽電池パネルを設置し、省エネ効果を実タイムで表示

例2) 公衆浴場組合の構成員がボイラーを一斉に省エネ型設備に交換

(2) 交通手段の低炭素化の場合

地域やコミュニティの交通手段を低炭素化する仕組みを導入する事業

例) コミュニティサイクルの整備、パークアンドライド施設、エコ通勤、カーシェアリング 等

4 補助対象経費等

設計費 : 基本設計、実施設計、工事監理費

工事費 : 本工事費 (設備購入費含む)、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費

事務費 : 用途が当該事業に係ることが明確に区分できるもの (専門家派遣のための報償費・旅費など) は認める。

対象外：技術開発・製品化支援、環境対応車の購入や土地の取得は補助対象外

5 補助額等

対象経費の1/3以内（上限500万円） 予算総額2,500万円の範囲内で補助

6 選定基準

先進性や独創性、公益性、団体・地域等の気運・熱意、温室効果ガス削減見込み、資金計画（重複支出の有無を確認）等

7 選定方法

提出された事業計画書を、選定基準に照らし総合的に判断して順位付けを行い、上位のものから予算の範囲内で補助対象事業の選定を行う。

選定に当たっては、地域活動、都市計画、エネルギー交通政策関係の専門家等の有識者を委員とする委員会の意見を聞く。

なお、県では、地球温暖化対策に関し、他の模範となる市町村を「環境みらい都市」として認定する制度を設けており、本事業の応募期間と合わせて募集している。選定にあたり、「環境みらい都市」への立候補があれば考慮される。

8 スケジュール

(1) 平成22年度

5月 応募要領の公表、募集開始

8月 募集締切、内部評定

9月 選定委員会、結果通知（採択の可否について）

※ 採択された団体等は、補助金交付申請手続を行う。

10月～2月 補助対象事業実施

3月 実績報告

(2) 平成23年度

4月 応募要領の公表、募集開始

8月 募集締切、内部評定

9月 選定委員会、結果通知

9月～2月 補助対象事業実施

3月 実績報告